

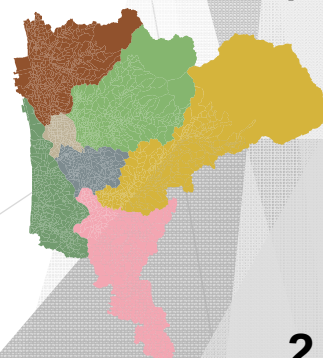
第 4 0 回秋田市景観形成専門部会

令和 8 年 1 月 30 日（金）09:30 ~
秋田市都市整備部都市計画課

1

秋田市屋外広告物条例

- ▶ 平成 8 年 1 2 月 2 4 日 秋田市屋外広告物条例施行
- ▶ 平成 9 年 4 月 1 日 中核市移行により条例の運用を開始
- ▶ 平成14年 3 月 5 日 告示見直し（道路展望ほか）
- ▶ 平成31年 3 月 5 日 告示見直し（道路展望ほか）



2

秋田市屋外広告物条例の目的

この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示および広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置ならびにこれらの維持ならびに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、**良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。**

3

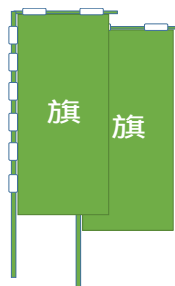
屋外広告物の種類



はり紙・はり札



立看板



のぼり



アドバルーン



広告塔



広告板



袖型・巻型

4

広告物を表示できない地域 1

都市計画法に規定する住居系用途地域として低層住宅の良好な環境を守ることを目的に指定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域



高速自動車道路などの道路や鉄道等で、市長が指定する区間



5

広告物を表示できない地域 2

の区間で道路や鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域



秋田市指定文化財ならびにこれら周辺で市長が指定する地域



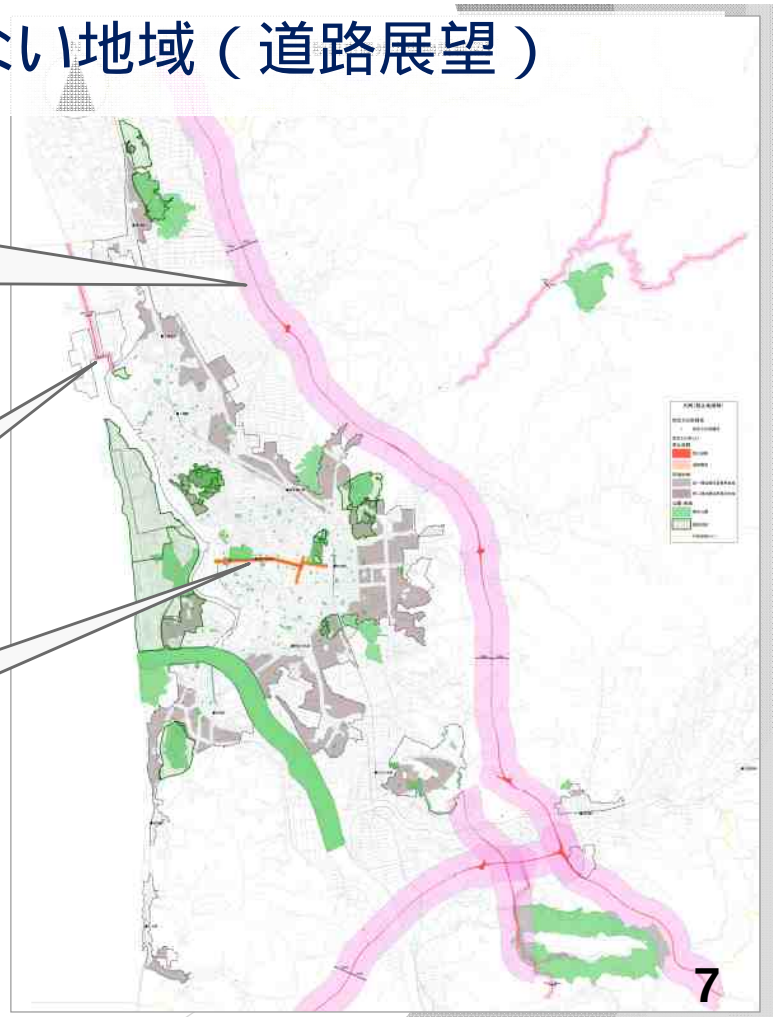
6

広告物を表示できない地域（道路展望）

高速道路
自動車専用道
路肩端から
500m以内

主要県道
路肩端から
100m以内

主要県道（中心部）
路肩端から
50m以内



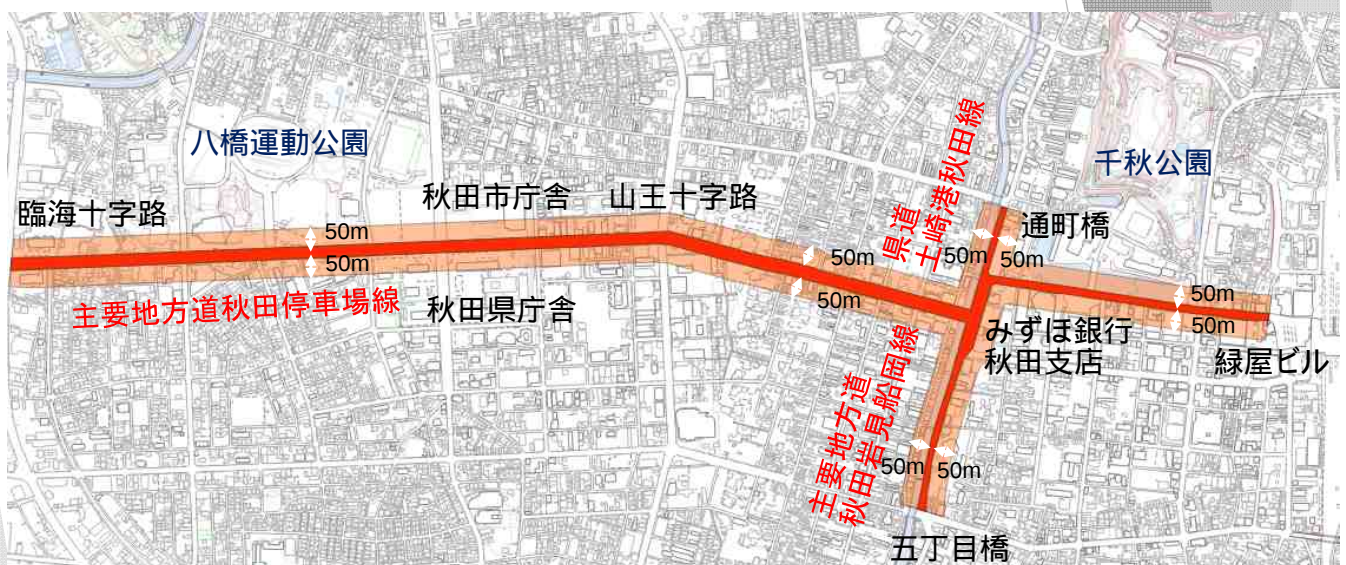
自動車専用道路（路肩端から500m以内）



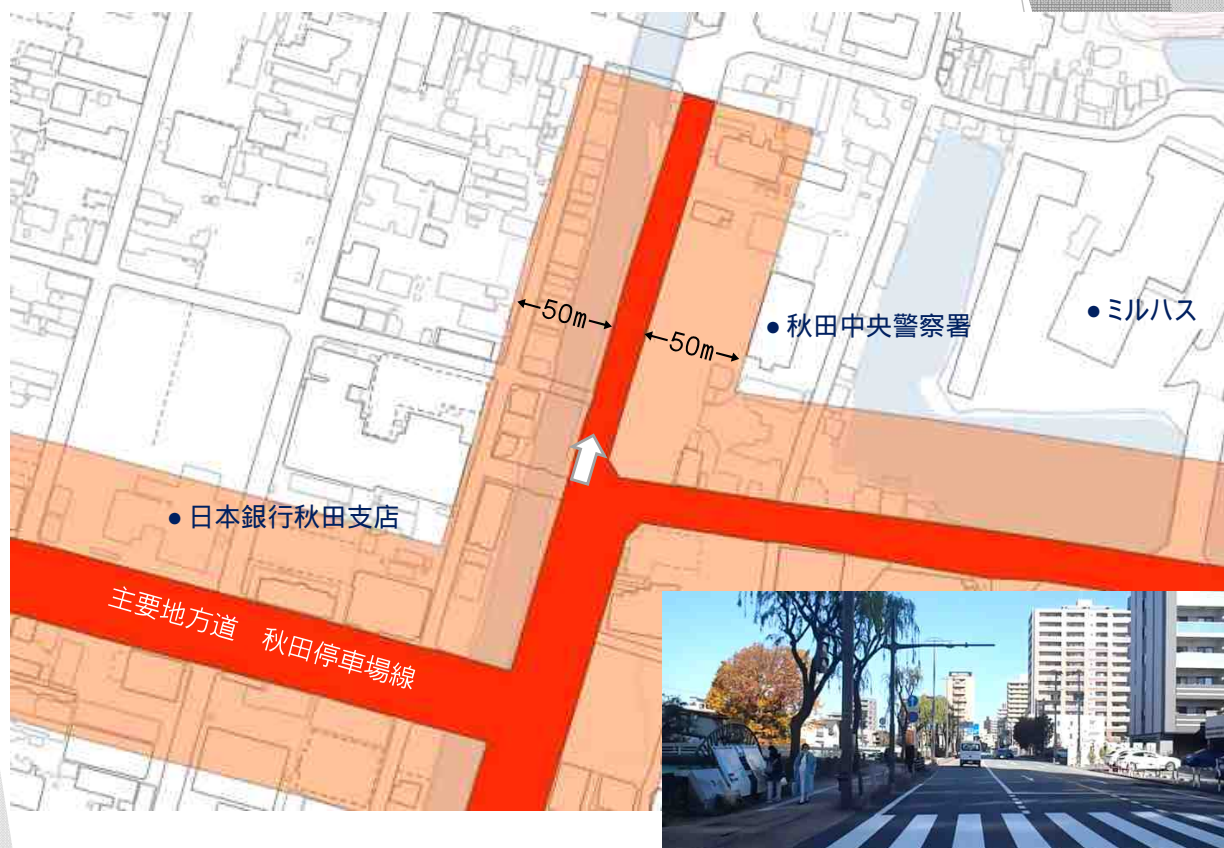
主要地方道秋田天王線（路肩端から100m以内）



禁止道路・道路展望（路肩端から50m以内）



県道土崎港秋田線（路肩端から50m以内）



11

主要地方道秋田停車場線（路肩端から50m以内）

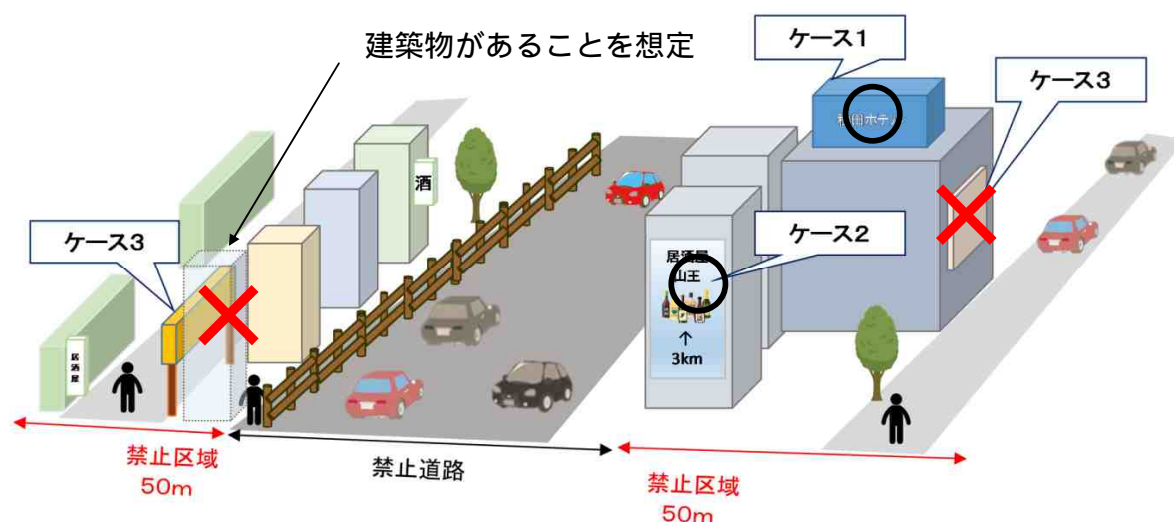


12

主要地方道秋田岩見船岡線（路肩端から50m以内）

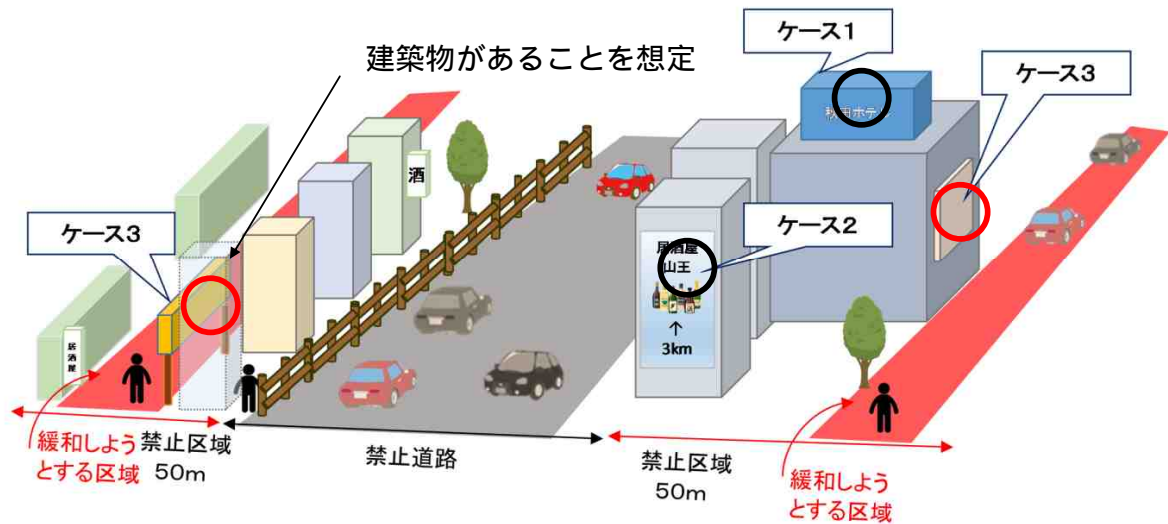


広告物設置の可否（現在）



- | | | |
|------|----------------------------|-----|
| ケース1 | 自らの敷地に自己の店名、自己の事業等を表示する広告物 | ○ 可 |
| ケース2 | 公衆の利便に供することを目的とした案内板となる広告物 | ○ 可 |
| ケース3 | ケース1, 2に該当しない商業用の広告物 | × 否 |

広告物設置の可否（緩和措置後）



ケース1 自らの敷地に自己の店名、自己の事業等を表示する広告物

○ 可

ケース2 公衆の利便に供することを目的とした案内板となる広告物

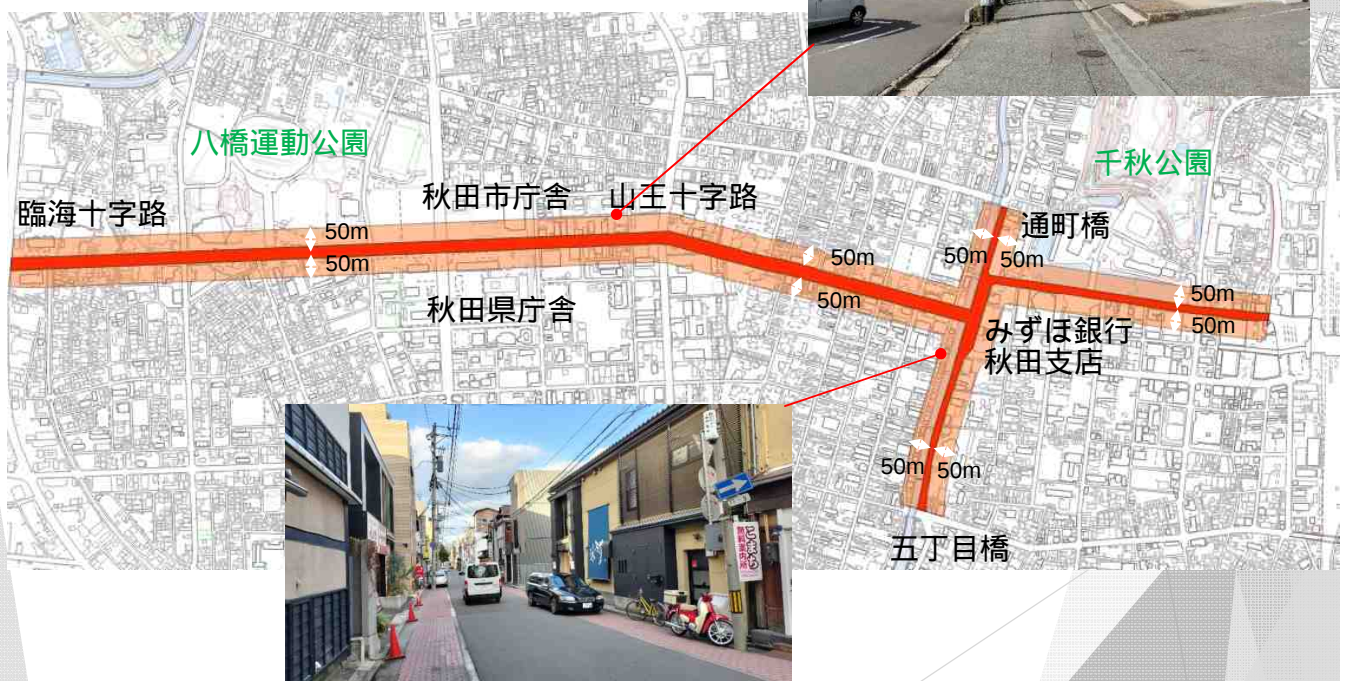
○ 可

ケース3 ケース1, 2に該当しない商業用の広告物

○ 可

15

並行となる道路（現況）



16

今後の手続き

- ▶ 令和 8 年 1 月
- ▶ 令和 8 年 3 月

第 4 0 回秋田市景観形成専門部会
条例の規定に基づく告示
告示後、運用開始